

平成18事業年度業務実績報告概要

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 機動的な組織運営

機動的な組織運営

平成17年度に設置した総合技術推進室と現場が一体となって機動的、効率的に業務を実施した。また、総合技術推進室について、経営企画部国際課を統合して、国際グループを設置した。(22頁)

新人事制度の運用

平成17年度の評価結果を7月からの月例給与及び7月期業績手当に反映した。また、評価結果に基づき昇任及び適切な人事配置を行った。(24頁)

職員の資質向上

人材育成プログラムに基づき、OJT、研修等を通じて人材育成を進めるとともに各種資格試験に係る情報提供を全職員に対して行い、技術士などの業務に貢献できる資格を取得した職員の表彰を実施した。

こうした取組等を行うことにより、職員1人当たりの公的資格保有数を年度計画を超える1.19(年度計画1.18、中期計画1.2)へ向上させることができた。

また、この他、職員の資質向上のため以下の取組を実施した。(26頁)

1) 防災士の資格取得への取組

防災に関する理論、とるべき行動等を体系的に学ぶことにより、既往の自然災害のみならず大規模災害や突発的な事象についての臨機の対応能力を向上させ、地域の防災関係機関との連携により、災害に強い地域づくりに取り組むことを目的として、大規模災害が予測されている地域に属する事務所職員25名が防災士の資格を取得した。(27頁)

2) 水道技術管理者・水道施設管理技士の資格取得への取組

機構施設に密接に関連する水道施設の一部について、機構施設との一体的管理への期待が水道関係者にあることから、水道技術の習得のため5名の職員を水道事業体に派遣するとともに、「水道技術管理者」の資格を1名が取得したほか「水道施設管理技士(管路2級)」の資格を3名、「同(管路3級)」の資格を40名(管路2級資格取得者3名を含む)の職員が取得した。(28頁)

(2) 効率的な業務運営

情報化・電子化による業務改善

1) 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づき、体制及び対象範囲等について機構の情報セキュリティポリシー及び規程の見直しを実施した。

2) ナレッジシステムについて、データベースの閲覧・検索の機能を高め、機能の向上を行った。(30頁)

組織間の役割分担の見直しと業務の一元化

効率的な業務運営を図るため、中部支社の事務を見直し、契約権限を本社に一元化することにより、工事発注に係る契約事務、積算審査等に係る総務課、経理課の定員を削減するとともに、総務部次長及び建設部工務課を廃止した。(40頁)

外部委託の実施

庁舎管理及び車輛管理業務については引き続き、概ね100%(中期計画概ね100%)の外部委託を実施している。(42頁)

業務の簡素化

各事務所の火災保険、車両保険を本社一括契約することで、契約事務の軽減を図った。また、軽微な決裁の公印押捺の事務処理や決裁者の不在時における代理決裁の事務手続ルールを明確にするなどの改正を行い、意思決定の迅速化を図った。(44頁)

(3) 事務的経費の節減

事務的経費については、業務の簡素化・効率化等により平成17年度末の1,684名から52名の定員削減による節減を行ったほか、平成17年度から実施している本給の自主的カットについても3%から4%にカット率を上げ、給与水準の適正化の取組を行った。これらに加えてその他の事務的経費の節減の取組を行ったことにより、平成18年度の事務的経費予算については、平成14年度事務的経費予算に比して11.7%(年度計画11%削減、中期計画13%節減)総額で約30億円を節減した。(46頁)

(4) 総人件費改革に伴う人件費の削減

総人件費改革による人件費の削減率は、定員の削減と本給のカットにより、平成17年度と比較して概ね1.0%(年度計画1%、中期計画H18からH22までの5年間で5%以上)となった。(48頁)

(5) 事業費の縮減

平成18年度当初予算は、平成14年度予算と比して、15.7%減(年度計画15%減、中期計画10%縮減)と厳しい制約を受けたが、事務的経費の節減(11.7%減)及び計画・設計の見直し、汎用品の積極的利用などによる総合的なコストの縮減等(16.0%減)を行いつつ、新築・改築事業及び管理業務を実施した。(50頁)

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務執行に係る基本姿勢

(徳山ダム建設事業における不適切事案)

機構においては、本社・支社・局においても現場で生じている課題について情報を共有し、職員の意識の再徹底、適正かつ透明性の高い組織・業務運営の強化

に努めてきたところであるが、徳山ダム建設所において、「補償対象としない。」という事務所方針であった水没地内の木材運搬用の索道を、建設所職員が地元関係者からの要求に応じて契約等決議書の決裁未了のまま補償契約を締結、支出を行うという不適切事案が発生した。

今後は、理事長をはじめ本社役職員が直接現場に出向いて職員ひとりひとりと議論することを基本に、職員の意識改革を徹底することとし、次の取組を行った。

- ア．あらゆる研修の機会において、理事長又は副理事長から直接メッセージを発送し、研修員ひとりひとりと意見交換を行うとともに、役員が直接現場に出向いて職員全体への意識改革の徹底を図った。
- イ．文書決裁規程等のルールを厳守し、正規のプロセスを踏んだ事務手続について、全事務所での研修を実施した。
- ウ．外部有識者からなる入札等監視委員会の権能を拡充し、工事・調査案件のみならず、用地補償案件も審査対象に加え実施した。
- エ．経理システムを、決裁権者又はその指定する者が、決裁を完了した旨を入力しない限り、支払いがされないように改良した。

〔参考〕これまでの適正かつ透明性の高い組織・業務運営の取組

- ・全国所長会議、管理職研修等において職員の意識の再徹底
- ・外部有識者からの助言、意見等を得ることを目的に「倫理懇談会」を設置
- ・理事による事業所のヒアリングを継続的に実施
- ・用地交渉の課題について、用地部に相談窓口として担当審議役を設置し、「難航案件調書」を作成
- ・不当要求への法的対応に係る「対応事例集」を作成し、社内LANにより全職員に周知し、併せて、研修、会議等により趣旨の徹底

(52頁)

(水門設備工事における談合事件に係る公正取引委員会からの水資源機構に対する要請等について)

3月8日、公正取引委員会から、独立行政法人水資源機構が発注する水門設備工事に係る入札談合に機構の前身である水資源開発公団の元職員が関与していたとして、機構の役職員が退職後に、同様の行為をすることがないよう必要な措置を採ることを要請された。また同日、国土交通大臣から、徹底した事実関係の調査を行うとともに、その結果を踏まえ、再発防止策を的確に実施するよう指導を受けた。

機構では、外部有識者参画のもと入札談合調査等委員会を設置し、事実関係の調査及び再発防止の検討を行い、機構の元役職員が退職後に独占禁止法違反行為に関与した事実が確認されたとして、6月15日、事実調査報告書を取りまとめた。

また、再発防止策として、職員に対する法令遵守の徹底及び業界関係者等からの不正な働きかけの防止、一般競争入札方式の拡大等による競争性・透明性の強化、入札談合等不正行為に係るペナルティの強化、再就職の見直しに取り組むこととした。

(53頁)

(河川法に基づく手続の不備について)

機構では国土交通省からの依頼に基づき、一級河川の河川区域等に存する利水施設(22施設)について、報告データ及び法手続の適正性に関する自主点検を

実施したところ、河川法の手続を経ずに監視カメラを設置するなど、その一部に手続の不備があることが判明し、再発防止の徹底について同省から指示を受けた。

機構では河川管理者と協議し、速やかに必要な是正措置を講ずるとともに、再発防止対策として法令遵守のための教育体制の強化、チェック体制の整備などに取り組むこととした。 (53頁)

(2) 計画的で的確な事業の実施

新築・改築事業(ダム等事業)

ダム等事業については、8事業(新築7、改築1)の進捗を図った。

- 1) 滝沢ダムについては平成17年10月より試験湛水を開始したが、同年11月に貯水池斜面で亀裂が発見されたため、一旦水位を下げ対策工事を実施した。その後、専門家による現地での安全確認を受けて、8月18日に水位上昇を再開した。
- 2) 徳山ダム建設事業では、計画的な事業の実施を図るため、平成17年度に引き続き、特定事業先行調整費制度を活用することにより(約70億円を同事業に係る国の交付金の一部に相当する資金として一時的に支弁)計画どおり工事を進捗させ、9月25日に試験湛水を開始した。

同事業では希少動植物の保護やダム上流域の山林公有地化事業など、自然環境の保全にも精力的に取り組ながら事業を進めてきたほか、学識経験者、地方整備局、岐阜県、揖斐川町、水資源機構などからなる策定会議(平成17年度設置)において、「日本のどまん中を支える日本一の水と森が織りなす流域文化の創造」を目標像とする「揖斐川水源地域ビジョン」の取りまとめを行った。

これらのほか、徳山ダム建設事業では、平成14年の堤体盛立の開始以来、シャトルバスでの案内(4月~11月の土日祝日)、グループ見学(随時)、将来は湖となる地点を見学する湖底ウォーク等を実施した。これらの取組においては、職員自らが現場の案内を行い、5年間で延べ約7万3千人の方々に徳山ダムの説明を行うことができた。また、試験湛水開始前の7月には旧徳山村民、地元小中学生他、約5,000人の参加を得て「徳山ダムふるさと湖底コンサート」を開催した。

徳山ダム建設事業では建設工事と共にこれらの活動を行うことにより、地域住民をはじめ多くの方々の理解を得ながら事業を進めることができた。

管理移行は平成20年度の見込みである。 (57頁)

- 3) 大山ダム建設事業では7月に「高度技術提案型総合評価落札方式」による本体工事の契約手続を開始するとともに、民間事業者からの技術提案について、評価・評点を行い、平成19年4月10日落札者を決定した。建設工事では、ダム本体工事に係る仮排水トンネルを貫通させ、平成19年5月1日に本川の転流が完了した。 (60頁)

4) 総合評価方式の適用拡大と高度技術提案型総合評価方式の導入

ア、価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式の適用について、予定価格が1億円以上の工事51件のうち27件の工事に

適用し、対象工事の5割以上に適用した。(金額ベースで約71%)

イ. 競争参加者に構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、高度技術提案型総合評価方式の基本的な考え方や一般的な例を示した「高度技術提案型総合評価方式の手続について」が平成18年4月に公共工事における総合評価方式活用検討委員会において策定されたことに伴い、大山ダム建設工事を対象として「高度技術提案型総合評価落札方式」を導入した。ダム本体工事での適用は国土交通省の尾原ダムに次ぐ取組であるが、大山ダム建設工事においては加算点の合計を50点としたほか技術提案の確認・改善のための対話を行うなど、より技術提案を重視した方式とした。

機構では「高度技術提案型総合評価落札方式」における施工計画の標準案を提示するとともに競争参加者からの技術提案について、工期、施工計画、品質の確保、環境対策等の観点から評価を行った。

なお、本工事については、7月に公告を行い平成19年4月に契約の相手方を特定した。

(62頁)

新築・改築事業(用水路等事業)

用水路等事業については7事業の進捗を図り、1事業を完了させた。

- 1) 豊川用水二期事業を実施する地域は東海地震の発生確率が平成18年からの30年間で87%と予測されており、地震防災対策強化地域に指定されている。

機構では地震に伴う用水供給の停止が約80万人が居住する当該地域の生活環境、経済活動のほか国内有数の農業地域における農業生産に甚大な影響を与えること、また施設の損壊により万一漏水が発生した場合には周辺の道路、家屋の浸水などに二次被害が発生すること、更には当該施設では石綿管のパイプラインが現存し、工事を実施するにあたり大規模な飛散対策が必要となることから、大規模地震対策及び石綿管除去対策の制度提案を行った。その後、農林水産省において制度創設要求が行われ、平成19年度からの実施が認められた。

(65頁)

- 2) 愛知用水二期事業(牧尾ダム堆砂対策)については、事業完了後に管理で実施する堆砂除去の間隔を見直し、貯砂ダム容量の縮小と堆砂除去量を減少させたことで事業費の縮減(約3億円)に寄与しながら、予定通り平成18年度で事業を完了した。

(67頁)

- 3) 香川用水施設緊急改築事業では平成20年度の竣工に向け、調整池本体盛立工事に着手し、11万m³の盛立を実施した。

(67頁)

- 4) 愛知用水二期事業のうち、平成16年度に完成した水路等施設について愛知用水総合事業部、愛知県農林水産部、岐阜県農政部、可児土地改良区、入鹿用水土地改良区及び愛知用水土地改良区の6者が共同で平成18年度農業土木学会上野賞を受賞した。これは愛知用水において、通水しながら点検が可能な二連水路システムが大規模な改築事業として初めて確立されたことが「多目的長大用水路システムの新たな水路技術の先鞭」として評価を受けたものである。

(69頁)

附帯業務及び委託発電業務

- 1) ダム等事業では、付替道路関連(8件)及び発電取水設備工事(2件)を関係国県及び発電事業者から委託を受け、適切に実施した。
- 2) 用水路等事業では、水道管敷設工事(2件)及び橋梁設置工事・道路拡幅工事(1件)について関係市から委託を受け、適切に実施した。 (70頁)

特定事業先行調整費制度の適用

平成17年度に引き続き、徳山ダム建設事業へ機構の自己資金約70億円を同事業に係る国の交付金の一部に相当する資金として一時的に支弁し、平成20年度の管理開始に向けた計画的な事業の実施を図った。 (72頁)

(3) 的確な施設の管理

施設管理規程に基づいた的確な管理等

(ダム、水路等の的確な施設管理に基づく安定的な水供給)

機構では、水資源開発水系として指定されている7水系において約362m³/sの水を開発するとともに、約64百万人(総人口の約50.6%)が居住する地域に水道用水、工業用水、農業用水の供給をおこなっている。

日常の管理では、安定的な水供給を行うため、利水者の水利用計画、河川流量、雨量等の水象・気象情報を的確に把握するとともに、すべての施設についてその機能が確実に発揮できるよう、定期的な点検や整備を実施している。

(渇水時における対応)

筑後川水系では平成18年1月からの冬渇水の影響で4月18日まで自主節水が継続されたが、融雪出水や梅雨前線による降雨により8月1日時点でのダムの利水貯水率は全国的に概ね100%になった。

その後、四国の銅山川では、降雨が少なく、11月17日より自主節水を開始し、2月2日より取水制限に入った。吉野川水系においても1月の降雨量が平年の19%しかなく2月6日より自主節水を開始し平成19年度に継続している。

(76頁)

(水資源開発施設等保全管理事業の創設)

木曾川用水施設及び三重用水施設では、農業用支線水路等における施設の劣化が広範囲にわたり顕在化しており、修繕、補修に要する費用が増大することが予測されることから、機構では幹線水路において実施している施設の長寿命化対策を支線水路にまで範囲を拡大し実施する水資源開発施設等保全管理事業の制度提案を行った。本制度は、農業用支線水路施設等の機能診断を行うことにより、計画的に施設機能保全対策を実施し国費及び利水者負担の平準化を図るとともに、劣化の状況に応じた適切な措置を講じることによって、大規模な施設の改築に至る年数を延長し、利水者の負担とともに国費の負担軽減に資するものである。

この提案については、その後、農林水産省において制度創設要求が行われ、平成19年度からの実施が認められた。

(84頁)

1) 水質保全等の取組

機構が管理している全49施設について、詳細な水質情報の把握を行うとともに28施設においてホームページに掲載して公表した。また水質異常の未然防止対策として、水質監視の他曝気循環設備等の各種水質対策設備を設置運用した。
(88頁)

2) 水質事故時の対応

平成18年度は機構が管理する49施設のうち、12施設内で35件の水質事故が発生したが、関係機関等との連絡調整を図るとともに、取水位置の変更、オイルフェンス、オイルマット設置等の対策を実施し、水質被害の拡大防止に努めた。
(96頁)

3) 洪水被害の防止又は軽減

国土交通省の「豪雨災害対策緊急アクションプラン」に基づく「総合的な豪雨災害対策の推進について(提言)」を踏まえ、機構においても次に示す取組を行い洪水調節能力の強化に取り組んでいる。

ア. 特定施設の的確な洪水調節操作

平成18年度は平成17年12月から1月上旬にかけての寒波の影響で大雪となり、春先には融雪出水が続いた。また、7月中旬から下旬にかけて梅雨前線の活動が活発になり、全国的に大雨が発生し、機構の9ダムで延べ36回の洪水調節操作を実施した。

木曽川水系の味噌川ダムでは、7月18日の洪水において下流河川の水位が警戒水位を超え浸水の恐れがあったため、ダム流入量の予測計算を逐次行うとともに、ダムに貯留可能な容量、放流量と河川水位の関係を計算し、放流量を $50\text{ m}^3/\text{s}$ から $30\text{ m}^3/\text{s}$ へ減ずる操作を実施することで、木曽福島地点の河川水位の低下に寄与し、浸水被害の軽減に努めた。

イ. 大規模な出水に備えた検討

ダム管理では計画規模を超える洪水においても洪水調節機能を発揮させるために、大規模な洪水が予想される場合には、事前に利水容量の一部を放流し、洪水調節容量を増加させることにより浸水被害の軽減を図る事前放流の取組を進めている。

事前放流では、利水容量の一部を放流するため、予測よりも降雨が少ない場合に放流した利水容量を回復できないというリスクが生じる。このため、ダム毎に過去の降雨と出水の記録から流出解析を行い、降雨と確実な回復可能量を設定した実施要領を作成することとしている。

下久保ダムと草木ダムについては、関係機関や利水者等の了解を得て実施要領を作成した。これより計画規模を超える洪水時においても被害が軽減ができる可能性が高まった。他のダムについても事前放流に係る検討を実施しており、関係機関や利水者等との協議が整ったダムから実施要領の作成に取りかかる予定である。

阿木川ダムほか3ダムでは大規模な洪水に伴い自治体が発する住民の避難指示に、機構の放流警報施設を活用する協定を、関係市町村との間で協定を

締結した。

これにより、非常時において確実に住民避難が行われる可能性が向上した。

今後、防災訓練での使用を検討するほか、他のダムについても、情報提供を行うとともに協定の締結を進める予定である。 (100頁)

4) 附帯業務及び委託発電業務

管理業務では、国土交通省、県、土地改良区、電力会社等から23件の施設管理に附帯する業務の委託を受けたほか、委託に基づく発電に係る業務を17施設において実施した。 (110頁)

5) 環境への負荷の低減への取組

機構では環境負荷軽減(CO₂及び廃棄物の削減)の具体的な取組として、管理用水力発電、ダム湖等に流入する流木、刈草の有効利用(チップ化、一般配布、堆肥化等)、間伐材の活用を行った。 (112頁)

6) 施設周辺地域とのコミュニケーション

(略:「(11)事業関連地域との連携促進」に一括記載) (114頁)

管理所施設等の耐震化

耐震性能を高めた管理所施設等は、平成17年度末の18施設から2施設(利根導水秋ヶ瀬管理所、千葉用水印旛機場)を追加し、その割合を70%(40施設/全57施設)(中期計画70%)とした。 (116頁)

説明施設等のバリアフリー化

説明施設等のバリアフリー化については平成17年度までに24施設における段差を解消し、中期計画に掲げる目標を達成している。 (118頁)

水管理情報の発信

水管理情報の発信については利水及び治水機能を有する全20ダムのうち、上半期に新たに2ダム(草木、浦山)を加え合計18ダムにおいて実施している。 (120頁)

(4) 災害復旧工事の実施

平成18年10月の豪雨により、房総導水路の両総用水共用施設第一導水路左岸法面が7.7mにわたり崩壊した。機構では迅速な災害復旧工事に努め3月25日に工事を完了した。 (124頁)

(5) 総合的なコストの縮減

各事業所において、「水資源機構コスト構造改革プログラム」に基づく、計画・設計、管理及び入札・契約の見直しや新技術の活用などのコスト縮減に取り組んだ結果、平成14年度予算の当初工事費の16.0%(年度計画14%、中期計画15%)の総合的なコスト縮減率(直接的施策の縮減率)を達成した。(総合コスト縮減額111.7億円)

具体的な取組では両筑平野用水総合事業所における管水路老朽化対策において、従来、開削工事によって管の布設替えを行っていたものを、管内面に更生材ライニングを施す新工法を採用することにより約54百万円のコスト縮減を行った。

この他、「技術提案付価格合意方式」や「施工数量を評価する総合評価落札方式」

により約2,440万円のコスト縮減を行った。

(126頁)

(6) 環境保全への配慮

機構では水資源の開発または利用と自然環境の保全の両立をめざし、環境に係るこれまでの調査、保全措置、委員会等の指導・助言をもとに、動植物の生息・生育環境への影響を回避・低減するための保全対策に積極的に取り組んでいる。

自然環境の保全

1) 建設事業における自然環境保全の取組

徳山ダムでは情報公開の一環として、環境調査から、事業の実施における影響の予測、環境保全対策の検討と実施、ダム建設中のモニタリング調査までの環境保全の取組について取りまとめた「徳山ダムにおける環境の保全」を作成・公表した。この中で特に希少猛禽類については、平成8年度からの約10年間の調査結果を解析し、湛水予定地周辺について失われる生息場所について面積を単純に評価するだけでなく、繁殖や狩りを行う場としての機能を評価するなどの取組を実施した。

(133頁)

2) 施設管理における自然環境保全の取組

ア．下久保ダムでは、ダムによって下流河川の土砂が減少し、生物の成育・生息環境等が変化していることに対して、平成15年度よりダムの堆砂対策と合わせて下流河川に土砂供給を行う取組を実施している。

これによってダム下流の三波石峡では、天然記念物である三波石の表面付着物が洗い流されるなど、環境改善の効果が現れている。

平成18年度は土砂供給の取組を3ダムから6ダムに拡大し実施しているほか、10月には全事業所を対象として情報提供や意見交換のための検討会を実施した。

イ．草木ダム、一庫ダム及び寺内ダムにおいては、洪水調節に支障を及ぼさない範囲で洪水調節容量に一時的に水を貯め、河川の瀬切れを防いだり魚類の産卵のための水深の確保など、川らしさの維持や魚類の生息環境の改善を行うための放流を行っている。

(138頁)

環境学習会の実施

環境学習会を全事業所(計画：全事業所)で開催し、機構単独開催分で6,122名、他機関と共催分で1,522名の地域住民、利水者、工事・調査関係者、機構職員等の参加があった。

機構職員の環境研修については、平成18年度には延べ66名(年度計画45名以上、中期計画200名以上)が国の機関や機構等が開催する専門研修を受講し、延べ350名(年度計画200名以上、中期計画1,000名以上)が環境に関するカリキュラムを設けた機構の内部研修を受講した。

(148頁)

環境情報の発信

平成17年度に機構が実施した、環境をテーマにした地域交流等を取りまとめた年度報告書「環境報告書2006～環境保全への取組み～」を作成したほか、平成17年水質年報を作成し、関係機関に配布するとともにホームページの掲載等、情報発信を行った。

(154頁)

建設副産物等のリサイクル

工事の設計段階から建設副産物の発生抑制、減量化、再資源化等の検討を行うとともに、請負者には、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進書の作成報告に関する指導を行うことにより、建設混合廃棄物以外については、再資源化・縮減率等の目標値を達成した。また、流木の有効利用では流木が流入する全ダムのうち18ダム（7ダムは処理対象となる程の流木の流入なし）（中期計画25ダム）と長良川河口堰、筑後大堰において、合計約7,400m³の流木を有効利用した。

そのほか、三重用水ほか14施設では、刈草を堆肥化などして一般に配布する取組を行っており、約16,700m³の刈草等を有効利用した。（157頁）

環境物品等の調達

環境負荷の低減に資するため、物品等の調達においては、国が定めた基本方針に従い、環境物品等を100%（目標値：100%）調達した。また、公共工事においても、調達方針に規定された調達目標どおり、環境物品等を的確に調達した。（中期計画100%）（160頁）

環境保全に配慮したダム管理のあり方の検討

環境に配慮したダム管理に資するため、地域住民等がダムの水質や周辺の自然環境に望んでいる姿について、22ダムの調査を行った。（164頁）

（7）危機管理

危機的状況への的確な対応

機構の各支社等管内では、直下型地震に対する耐震補強、地震発生後の早期復旧等を目的とした「大規模地震対策アクションプログラム」の策定等に取り組むと共に利水者との連携強化、応急復旧のための体制整備などの作業を進めた。

なお平成18年度には、施設の安全点検を行う必要のある規模の地震が全国各地で延べ6回発生したが、これらの地震発生後は、早朝・夜間・休日を問わず、速やかに防災態勢を執り、施設の臨時点検（延べ14回）を行い、その安全を確認した。

このほか、全管理所において監視カメラ等（436台設置）による監視体制の強化を行ったほか、人感センサーや警報装置の設置など不法侵入防止対策を強化した。

更に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、本社では国民保護法に関する講習会を開催し、役職員の理解の促進を図った。（166頁）

日頃からの訓練

洪水時対応及び操作を想定した「洪水対応演習」（昨年までの「ダム管理演習」から名称を改めた。）を、5月、6月に河川管理者と連携し、全ダムで実施したほか、9月1日には東海地震の発生を想定し、一斉地震防災訓練を実施した。

また、全管理所において、非常時参集訓練（不定時）、設備操作訓練等を実施した（延べ300回）。非常時参集訓練では公共交通機関のマヒを想定し、徒歩での参集訓練を行い、設備操作訓練では職員の全員が設備の操作をできるよう訓練を行った。（170頁）

施設の安全点検

全施設において、月1回以上（一部施設の冬期を除く）の安全点検を実施したほか、22施設において、地域住民等と合同で安全点検を実施した。（174頁）

（8）工事及び施設管理の委託に基づく業務

平成18年度は機構全体で、国、地方自治体、民間会社等から26件（約3億5千万円）の調査、設計、試験等の委託を受け、適切に実施している。（176頁）

（9）関係機関等との連携

事業実施計画及び施設管理規程の策定又は変更時の情報提供と円滑な調整

平成15年度に事業の中止が決定した戸倉ダム建設事業については、17年度までに既に工事を実施した箇所原形復旧等を行い、11月10日に国土交通大臣による事業実施計画廃止の認可を受け、事業計画の廃止を行った。

愛知用水二期事業（牧尾ダム堆砂対策）の完了に伴う施設管理規程の変更に際し、主務省、関係県、利水者、共同事業者への説明と調整を行った。（178頁）

利水者説明会の実施

関係都府県、利水者等を対象に、平成19年度予算概算要求案、同18年度計画等の説明会を実施し、利水者からの意見・要望等の把握に努めた。（182頁）

ダム等施設管理業務説明会・用水路等施設管理運営協議会等の実施

特定施設であるダム・堰の22施設及び利水ダム2施設において、出水期前に関係機関に対して、放流時の連絡体制や手続に関する説明会を実施した。また、水防関係者の連絡会に参加しダムの役割等を説明するなど、洪水調節の勉強会や洪水調節の効果に関する説明会等を延べ28回実施した。

用水路等17施設においては、管理運営協議会等を開催し、利水者からの意見、要望の把握に努めた。（186頁）

危機的状況時における関係機関等との積極的な連携

管理業務において防災情報や水質に関する情報など、関係機関等に様々な情報の提供を行うとともに、水質事故時の対応や水防に関する打合せなどを年間延べ223回実施した。これらの情報提供や打合せを通じて、危機的状況時における関係機関との連絡体制の強化、洪水に備えた水防訓練の実施など協力関係の構築が図られた。（190頁）

用途間転用等関係機関との円滑な調整

（該当なし）

（10）説明責任の向上

（公益法人への業務発注）

公益法人への業務発注については、入札・契約手続の透明化の確保と向上を図るため、平成17年度より入札等監視委員会での審議対象とすること及び複数の法人において業務が可能な場合は、対象の法人に企画提案書の提出を求める「企画提案審査型価格合意方式」を導入するなど、国に先駆けた取組を行ってきた。

なお、企画提案審査型価格合意方式は平成17年度の計4件から平成18年度は計8件まで増加した。(公益法人との契約は全体で110件)

平成18年度はこれまでの取組に加え、特定した公益法人等以外の参加者の有無について確認を行う公募手続を定め、2月1日から実施した。

(平成18年度契約状況)

一般競争入札については、「政府調達に関する協定」の基準額以上の工事(平成18年度ベース24.1億円)について実施してきたところであるが、平成18年4月1日から予定価格が概ね2億円以上の工事に対象を拡大した。その結果、一般競争入札による発注件数は計24件であった。(194頁)

水管理情報の提供

(略:「(3)的確な施設の管理 水管理情報の発信」に一括記載)(202頁)

財務内容の公開

平成17年度の財務諸表については、9月1日に国土交通大臣の承認を受け、同月4日にホームページに掲載するとともに、本社、支社、局及び全事業所に備え置き、閲覧を開始した。セグメント情報については、「区分経理による」もの、「施設の機能別による」もの及び「水系による」ものの3種類を平成17年度の財務諸表において公表した。アナリストなどへの決算事業説明会は9月20日に開催、機関投資家への個別説明を実施、事業報告書(インベスターズ・ガイド)の作成・配布を行うとともに、ホームページに掲載し、機構の財務内容の公開を行った。(204頁)

ホームページの充実

水に関する国民の理解と認識を深めることを目的に、社会的関心の高い水事情・湧水情報の適時的確な情報提供に努めたほか、本社ホームページの英語版について閲覧しやすい表示に改善するなどの措置を行った。

このほか、平成18年度に機構が国内外の学会、専門誌等に発表した研究成果等について、その一覧表を掲載した。

以上の取組などにより、ホームページのアクセス件数は、約47万8千件(目標値:35万件以上)となった。(中期計画16万件以上)(208頁)

パンフレット等の作成・更新

「事業のあらまし」、広報誌(水とともに)について内容の充実を図ったほか、来場者の多い博物館などに新たに広報誌の設置を依頼し、広報誌設置依頼箇所を138カ所とした。(210頁)

「水の日」及び「水の週間」への取組

「水の日」及び「水の週間」については、中央行事として7月28日に科学技術館(東京)において記念式典を行うとともに、同日から8月1日まで「水の展示会」を科学技術館主催の科学の祭典の開催時期に併せて開催した。7月30日の午後には皇太子殿下が「水の展示会」を御高覧になった。

また、8月6日には26回目を迎えた「ウォーターフェア-隅田川レガッタ」、を開催し隅田川の浄化についてのパネル展示を行った。

このほか「水とのふれあいフォトコンテスト」や国土交通省主催の「全日本中

学生水の作文コンクール」にも積極的に協力し、全国で約6万人（目標値：4万人以上）の来場者を得ることができた。（中期計画4万人以上）（212頁）

広報活動の質の向上

平成18年に実施した広報活動について広報コンテストを開催し、発表を行うことにより広報技術の向上を図った。（214頁）

（11）事業関連地域との連携促進

地域のニーズ及び自然環境に配慮した施設整備・施設管理

地域環境との調和や自然環境へ配慮した施設整備を行うため、全事務所において地域代表者との意見交換会等を実施した。また、ダム事業では奈良俣ダム、徳山ダム等で植樹をはじめとした周辺整備を実施したほか、ダム見学会等を実施した。

用水路等事業では香川用水施設緊急改築事業において調整池周辺の残土受入地の植林を実施したほか、群馬用水施設緊急改築事業、豊川用水二期事業では地元環境との調和に配慮した水路フェンスの設置を行った。（216頁）

地域交流の実施とコミュニケーションの増進

施設の役割等について理解を得るため、全事務所において、平成18年度中1回以上（計画値：1回以上）清掃活動への参加、上下流交流会、施設見学会の実施など施設等周辺地域とのコミュニケーションの機会を設け、又は参加した。

また、19ダムにおいては、水源地域ビジョンの推進会議に事務局として参加し、ダム水源地域とのコミュニケーションを図った。（222頁）

生活再建対策の実施と地域振興への協力

生活再建対策として、小石原川ダム建設事業において、移転を余儀なくされる36世帯のうち、集団移転を希望する12世帯と移転先地の絞り込みを行い、集団移転地対策を進めたほか、平成17年度からは小石原川ダムの水没予定地内に生活相談員を配置して、移転者の生活再建に関する様々な疑問・不安の解消に努めることで、実施計画調査の円滑な実施に寄与することができた。（228頁）

（12）技術力の維持・向上

新技術への取組

機構では利水者及び国民の期待と要請に応えるため、機構をとりまく技術課題について、早期に解決することを目標に、新技術の開発・研究に取り組んでいる。

1）技術5カ年計画

平成15年度に水資源機構技術5カ年計画を定め、8つの重点プロジェクトにおける課題に取り組んでいる。

このうち「機械設備の合理的保全手法の検討」については、機械設備に係るライフサイクルコストの低減のため、保全履歴に関するデータベースを構築し、構成要素毎に期待稼働時間を求めることにより、取替時期の見直しを実現した。

（232頁）

2）技術研究発表会の開催と特許等の取得の推進

平成17年度に取組を進めた2件に加えて、新たに民間会社と共同で発明し

た2件の技術について、特許出願を行った。

(240頁)

3) その他新技術への取組

(渇水時や災害時における機動的な水供給に係る試験)

機構では緊急時における水供給手法の確立のため、経済産業省が実施する「平成18年度工業用水代替水源確保調査」の一環として水輸送用バッグ及び可搬式海水淡水化試験装置を用いた試験を実施した。

水輸送用バッグを用いた海上水輸送試験

渇水時や災害時における機動的な水供給に係る新技術への取組として、民間会社(MTI)と協力して、本邦初となる水輸送用バッグによる海上水輸送試験を行った。この試験は高強度複合繊維製の水輸送用バッグに1,000m³の淡水を入れて、海上をタグボートで曳航するものである。3月の輸送試験(新宮港から富岡港まで約170kmを往復)はNHKの全国ニュースで報じられたほか、新聞各紙でも取り上げられた。なお、曳航中に水バッグ本体と金属製の端部部材との接触により破れ(約50cm)が発生し、海水が混入したことから、今後、民間会社においてバッグの改良等を行うこととしている。

可搬式海水淡水化試験装置を用いた実証試験

緊急時における機動的な水供給に係る取組として、車輻で運搬可能な小型の可搬式海水淡水化試験装置を調達し、徳島県内の企業へ実際に水供給するなどの実証試験を実施した。

(244頁)

(水面を利用した大規模太陽光発電システムの技術開発)

地球温暖化対策への取組として、水面を利用した大規模太陽光発電システムの実用化のための設置コストの大幅削減、モジュール冷却による発電効率の向上のための技術開発について、環境省の地球温暖化対策技術開発事業に応募し、3月30日に採択を受けた。

(249頁)

蓄積された技術の整備・活用

総合技術推進室では、機構のダム・水路等事業における基幹的・専門的業務である調査設計等の業務を職員自ら実施することにより、外部委託した場合に比して2割から3割のコスト縮減を図るとともに、技術力の継承・維持・向上に努めた。

また、機構が有している長年の経験と高度な技術力に期待され、国、地方自治体、民間会社等から22件(約2.6億円)の調査、設計、試験等を受託し、機構の技術力による社会貢献を行った。

(250頁)

技術力の提供

1) 論文等の発表

技術力の提供及び積極的な情報発信に努めるため、「技術研究発表会」における優秀な論文を含む65題(目標値:50題以上)の論文等を学会、専門誌等に発表するとともに、発表論文リストをホームページに掲載し、広く技術力の提供を行った。

(256頁)

2) 研修の開催等を通じた関係機関への機構技術の公開

ダム・用水路等事業において関係機関、学生、教職員、公益法人を対象に現地見学会・研修等を通じて積極的に技術の公開を進めた。(260頁)

国際協力の推進

機構はNARBO(アジア河川流域機構ネットワーク)事務局として中心的な役割を担うとともに、技術情報等の交換を促進し、各国技術者の実務者能力の向上を目的とした国際貢献を展開している。

平成18年度は課題別ワークショップ(水配分と水利権に関するワークショップ)をアジア地域6ヶ国から11名の参加を得てフィリピン、タイ、日本の3ヶ国で開催し、各国の水配分、水利権制度に係る法制度の整備・運用状況を把握し、課題の抽出と改善策を日本の事例から提示した他、IWRM(統合的水資源管理)研修をアジア地域6ヶ国から15名の参加を得てスリランカで開催し、水資源管理の実態と課題の抽出、解決策についての議論を行った。

また、機構ではこれらの活動を通じて、問題の分析・把握能力、コミュニケーションスキルを向上させ、今後の事業推進に資することとしている。(267頁)

水に関する知見、先端技術に関する情報の収集

水の物理・化学的な性質や機能水等について最新の知見を得るため「水の研究会(放送大学丹保座長)」を平成17年度から計18回実施し、各分野の有識者から貴重な講演をいただき、報告書としてとりまとめを行った。

また、水処理や環境など、今後の業務展開に係る検討に資するため、最先端の企業や大学等の研究者による講演会である「新技術に関する検討会」を8回開催した。(272頁)

3. 予算(人件費の見積りを含む) 収支計画及び資金計画

年度計画における予算(収入予算:約3,074億円、支出予算:約3,046億円)に基づいて、適正に業務運営を行った。(279頁)

4. 短期借入金の限度額

一時的な資金不足に充てるため、最大約97億円を借り入れた。(284頁)

5. 重要な財産の処分等に関する計画

11月10日に国土交通大臣より事業実施計画の廃止の認可を受けた戸倉ダム建設事業において取得した事業用地(54.3ha)について、地元の要望に基づき、公的機関への有償譲渡に向けた検討・調整を行った。(286頁)

6. 剰余金の使途

平成18年度における剰余金は、平成17年度の当期末処分利益(約129億円)の全額を一般積立金として整理し、割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換えの際の金利変動等に備えた。(288頁)

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備に関する計画

本社・支社等に係る宿舎、研修施設及び実験設備等に係る整備・更新・改修については、本社独身寮の新築工事、特定分譲住宅割賦金の償還などを適切に実施した。 (290頁)

(2) 人事に関する計画

人事配置の再編

「高年齢者等の雇用の安定化等に関する法律」に基づき継続雇用制度を導入した。 (294頁)

定員の削減

平成18年度期末における定員は、平成17年度末定員より52名減じ1,632名とした。(中期計画1,579人(315人)) (296頁)

(3) 積立金の使途

一般積立金については、平成18年度の損益計算において損失は生じなかったことから、平成17年度期末における積立金約725億円から約854億円となった。

目的積立金(約9.75億円)については、利水者及び国民の負担の軽減を図るため、退職給付当金への繰入れを行うとともに、機構の経営基盤の強化及び大規模地震等に対する耐震対策手法や新たな水質対策技術など、利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務の費用に充当した。 (299頁)

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項

利水者負担金に関する事項

1) 前払い方式の活用と積極的な情報提供

継続中の事業において、次年度予算要求内容に関する説明時などに、前払い方式と従来方式(割賦償還方式)による負担額等に関する制度の情報提供を行った。合わせて具体的な償還額等については、要請に応じて試算を行い説明を行った。

利水者の内2者から償還額等についての具体的な資料提供の要請があり、この2者に対して、従来方式(割賦償還方式)における償還額の試算を行い検討資料の提供を行った。これらの取組では前払い方式の活用について利水者の適切な判断に資するよう留意した。 (300頁)

2) 繰上償還の受入

平成17年度に引き続き実施する繰り上げ償還の受入については、利水者の要望と機構財務への影響を勘案しつつ柔軟に対応し、総額で約219億円の受入を実施した。 (300頁)

中期目標期間を越える債務負担

ダム等事業(5件)、用水路等事業(11件)及び施設管理(1件)において、年度計画に計上された中期目標期間を越える債務負担限度額(122.4億円)の範囲内で債務負担(約74.31億円)を行った。 (302頁)